

# 5 補償の対象となる範囲

## (1) 労働者として海外派遣される場合

国内の労働者の場合と同様、業務または通勤により災害を被った場合に労災保険から給付が行われます。

## (2) 中小事業の代表者などとして海外派遣される場合

### ○ 業務災害


就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われます。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備、後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営のために直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合
- ⑥ 通勤途上で次の場合
  - ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
  - イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

### ○ 複数業務要因災害

事業主が同一でない二以上の事業における業務を要因とする傷病等が発生した場合であって、要件を満たしていれば、労働者と同様に保険給付が行われます。

※詳細については、厚生労働省のホームページに掲載しています。  
「複数事業労働者への労災保険給付 わかりやすい解説」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>

QRコードはこちら⇒ 

### ○ 通勤災害

国内の労働者の場合と同様に取り扱われます。

### (3) 留意事項

海外派遣者の補償の範囲に関して、以下の事項については特にご注意ください。

赴任途上における災害は、次の要件を全て満たす場合に業務災害と認められます。

- ① 海外派遣を命じられた労働者が、その転勤に伴う移転のため転勤前の住居などから赴任先事業場に赴く途中で発生した災害であること
- ② 赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって、社会通念上、合理的な経路および方法による赴任であること
- ③ 赴任のために直接必要でない行為あるいは恣意的行為に起因して発生した災害でないこと
- ④ 赴任に対して赴任先事業主より旅費が支給される場合であること

派遣先事業場からの国外出張については、国内の事業場からの海外出張の場合と同様の考え方によって、業務災害であるかどうか判断されます。

他人の暴行による災害については、私怨による犯行など一定のものについては、業務中であっても、保険給付を受けられないことがあります。

## 6 保険給付・特別支給金の種類

特別加入者が業務または通勤により災害を被った場合には、所定の保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

特別加入者に対する保険給付および特別支給金の種類は、表3のとおりです。

なお、保険給付の請求は、派遣元の団体または事業主を通じて行い、請求書には、業務災害の発生状況などに関する資料として、「派遣先の事業主の証明書」を添付する必要があります。また、「在外公館の証明書」や「新聞記事」なども併せて添付してください。（ただし、中小事業の代表者などとして派遣される方については「派遣先の事業主の証明書」は必要ありません。）

また、これらの書類などが外国語で書かれている場合は、日本語に翻訳したものを添付してください。

表3 保険給付・特別支給金一覧表

保険給付の種類 (注1)	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例 (給付基礎日額1万円の場合)
・療養補償給付 ・複数事業労働者療養給付 ・療養給付 (注2)	業務／複数事業の業務／通勤による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院または労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院または労災指定病院等以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。 (注3)	特別支給金はありません。	(給付基礎日額とは関係なく)必要な治療が無料で受けられます。
・休業補償給付 ・複数事業労働者休業給付 ・休業給付	業務／複数事業の業務／通勤による傷病の治療のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注4)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額を支給。	(20日間休業した場合) ①休業(補償)等給付 1万円×60%×(20日-3日) =10万2千円 ②休業特別支給金 1万円×20%×(20日-3日) =3万4千円
・障害補償給付 ・複数事業労働者障害給付 ・障害給付	[障害(補償)等年金] 業務／複数事業の業務／通勤による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合  [障害(補償)等一時金] 業務／複数事業の業務／通勤による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	[障害(補償)等年金の場合] 第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。  [障害(補償)等一時金の場合] 第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金 第1級342万円～第14級8万円を一時金として支給。	(第1級の場合) ①障害(補償)等年金 1万円×313日=313万円 ②障害特別支給金(一時金) 342万円
・傷病補償年金 ・複数事業労働者傷病年金 ・傷病年金	業務／複数事業の業務／通勤による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において ①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること のいずれにも該当する場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金 第1級は114万円 第2級は107万円 第3級は100万円を一時金として支給。	(第1級の場合) ①傷病(補償)等年金 1万円×313日=313万円 ②傷病特別支給金(一時金) 114万円

保険給付の種類	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例 (給付基礎日額1万円の場合)
・遺族補償給付 ・複数事業労働者 遺族給付 ・遺族給付	〔遺族(補償)等年金〕 業務／複数事業の業務／通勤により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じて異なります)  〔遺族(補償)等一時金〕 ①遺族(補償)等年金の受給資格をもつ遺族がいない場合 ②遺族(補償)等年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)等年金の受給資格をもつ方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	〔遺族(補償)等年金の場合〕 遺族の人数によって支給される額が異なります。 (遺族1人の場合) 給付基礎日額の153日分または175日分(注5) (遺族2人の場合) 給付基礎日額の201日分 (遺族3人の場合) 給付基礎日額の223日分 (遺族4人以上の場合) 給付基礎日額の245日分  〔遺族(補償)等一時金の場合〕 左欄の①の場合 給付基礎日額の1000日分 左欄の②の場合 給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額	遺族特別支給金 遺族の人数にかかわらず300万円を一時金として支給。	〔遺族(補償)等年金で遺族が4人の場合〕 ①遺族(補償)等年金 1万円×245日=245万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円  〔遺族(補償)等一時金支給事由〕 ①で遺族が4人の場合 ①遺族(補償)等一時金 1万円×1000日=1000万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円
・葬祭料 ・複数事業労働者 葬祭給付 ・葬祭給付	業務／複数事業の業務／通勤により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。	①31万5千円+(1万円×30日)=61万5千円 ②1万円×60日=60万円 よって、高い額の①が支払われます。
・介護補償給付 ・複数事業労働者 介護給付 ・介護給付	業務／複数事業の業務／通勤により、障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	介護の費用として支出した額(上限額があります)が支給されます。親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が最低保障額を下回る場合は一律にその最低保障額が支給されます。上限額および最低保障額は、常時介護と随時介護の場合で異なります。	特別支給金はありません。	〔常時介護を要する者〕 最高限度額 166,950円 [171,650円] 最低保障額 72,990円 [73,090円] 〔随時介護を要する者〕 最高限度額 83,480円 [85,780円] 最低保障額 36,500円 (注6)

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、中段は複数業務要因災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付の名称です。

(注2) 派遣先などの海外において、派遣先国独自の治療を受けた場合でも、日本または外国における医学常識に照らして妥当と認められるものについては治療に要した費用が支給されることとなります。支給額は、支給決定日における外国為替換算率(売レート)により円換算された額となります。

(注3) 原則、給付の範囲は健康保険に準拠しています。

(注4) 休業(補償)等給付については、特別加入者の場合、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。全部労働不能とは、入院中または自宅就床加療中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます。

(注5) 遺族(補償)等年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

(注6) 表中の金額は、令和3年3月1日現在のものです。[ ]の額は令和3年4月1日改正予定額です。